

(仮称) 自治基本条例を考える市民の会について

1. 市民の会で考えること

(仮称) 自治基本条例を考える市民の会（以下「市民の会」）では、茂原市基本構想にうたわれた「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」（共生と共創）のまちづくりを進めるため、担い手（市民・行政・議会・企業・団体等）が共有する基本的なルールとしての「自治基本条例」について、「基本的な考え方」を検討していただきたいと考えております。

※基本的な考え方

- ・条例原案に盛り込むべき項目とその内容および考え方
- ・その他、条例原案作成に関して必要なこと

2. 市民の会でどのように考えるか

まちづくりの理念・原則、役割分担は、担い手が共有する基本的なルールとして自治基本条例に盛り込まれます。このルールが担い手の間で共有され、実際に使われることが大切です。

ルール案の作成に際しては、市民の会の皆さんだけでなく、できるだけ多くの市民の皆さんの意見を聞いて取り入れ、多くの市民を巻き込む（パブリック・インボルブメント）必要があります。

市民の会の皆さんが各地域に出向いて地域住民の皆さんの意見を聞く「タウンミーティング」や、自治会やボランティア団体、NPOなどの集まりに出向いて意見を聴取する「ヒアリング」などの手法を活用していただきたいと考えております。また、公平性を担保するため、住民基本台帳から無作為抽出した市民の皆さんにお集まりいただき、意見を聴取する機会も設けたいと考えております。

3. 市民の会でいつまでに考えるか

平成25年3月（平成24年度内）を目途に、基本的な考え方をまとめていただきたいと考えております。

4. 市民の会で基本的な考え方をまとめた後は

市民の会でまとめた基本的な考え方については、「提言書」として茂原市長あてにご提出いただきたいと考えております。

市長は提言書を受けて、「(仮称)自治基本条例策定協議会」（以下「協議会」）に条例案の作成を依頼します。協議会には市民の会から数名が参加するほか、一般公募の市民、議会の代表、行政の代表、学識経験者など、さまざまな立場の方の参加を予定しております。

市民の会で議論が収束しなかった項目については、提言書に複数併記していただき、協議会において最終的に判断することとなります。

協議会では提言書をもとに条例原案を作成しますが、さまざまな立場の方が参加することから、提言書の内容と異なる条例原案となる場合も想定されますので、市民の会の皆様にはあらかじめご了承くださいと考えております。

その際、市民の会からの代表の方は、提言書を作成した皆さんの代表として協議会において意見を表明していただき、活発な議論を積み重ねて、より良い条例原案を作成することとします。

5. 市民の会のアドバイザー

千葉県内の各市町村で市民参加の条例づくりや計画づくりのアドバイザーを歴任されるなど、精力的に活動されている千葉大学法経学部の関谷昇准教授に総合的なアドバイザーをお願いしています。

6. 市民の会のルール

① 活動のルール

- (1) (仮称)自治基本条例を考える市民の会の委員(以下「委員」)は、会議において、一切の政治的・宗教的・営利的な活動を行わないこととします。
- (2) 委員は、会議に欠席または遅刻する際には、開催日の前日までに事務局に連絡することとします。なお、書面等による意見表明によって出席に代えることも可とします。

② 発言のルール

- (1) 会議の開催に際しては、当日の議題を明示するとともに、終了予定時刻をあらかじめ決定することとします。また、発言者が偏らないように、会議の公平な運営に努めることとします。
- (2) 委員は、意見表明に際しては挙手の上、議事進行役の許可を得て手短かに簡潔でわかりやすい発言に努めることとします。また、他の意見表明者の発言を遮るようなことは慎み、予定時刻で終了することができるよう、会議の円滑な進行に協力することとします。
- (3) 委員は、特定の団体や組織、地域の利害に関する発言などに偏ることのないように努めることとします。
- (4) 委員は、特定の団体や組織、地域を誹謗中傷するような発言を慎むこととします。また、構成員の多様性を尊重し、互いの意見を尊重することとします。

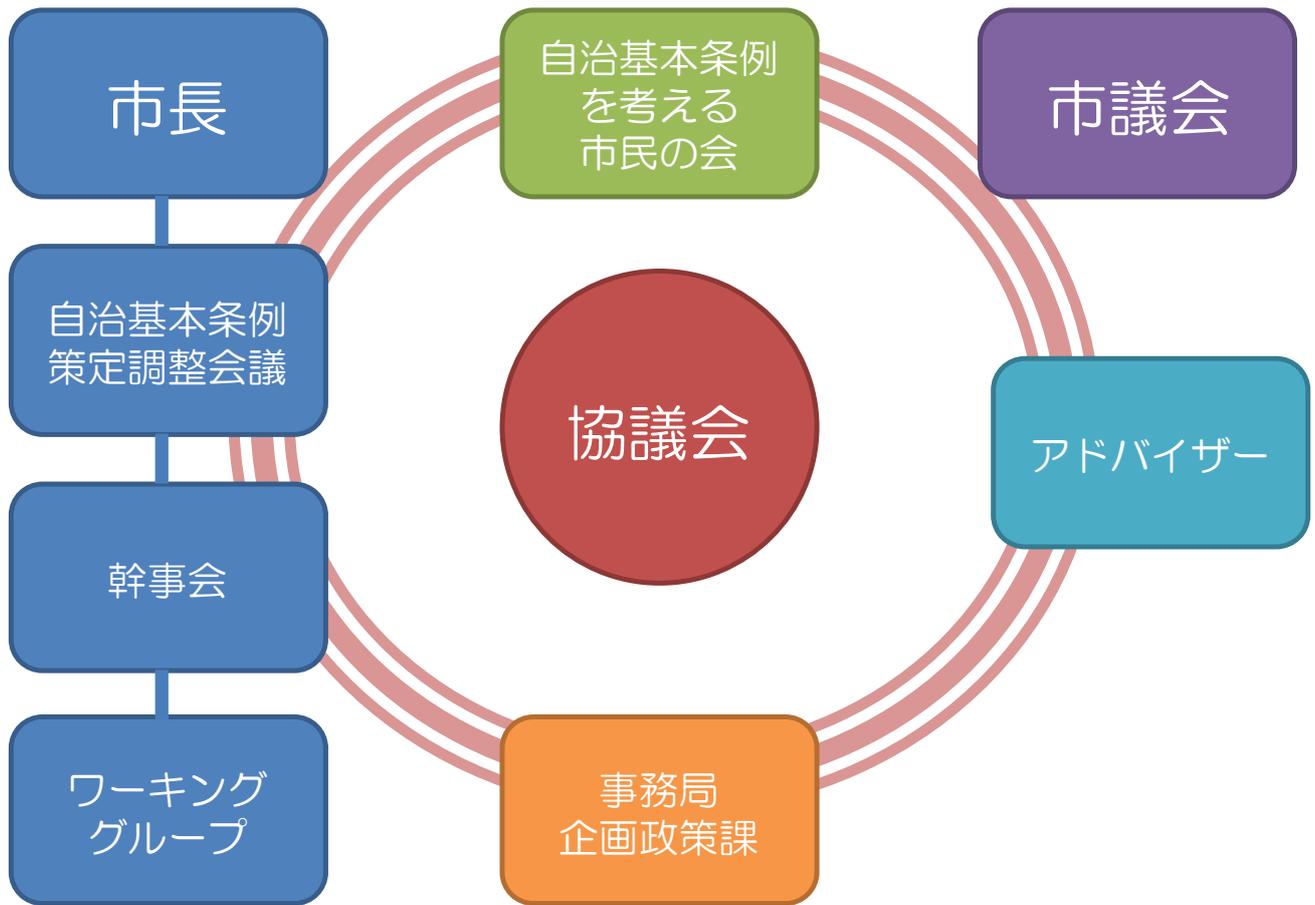
③ 意見集約のルール

意見集約の際には、全員の合意を原則としますが、意見が収束しない場合は両論併記することとします。また、少数意見にも耳を傾け、これを尊重することとします。

7. その他

- ① 市民の会の会議は、原則として平日の夕方18時以降または土日に開催します。透明性を確保するため、会議は原則として公開し、また、議事録は茂原市ホームページ等で公開します。
- ② 機動性を確保するため、市民の会の全体会のほかに、運営委員会・広報委員会などの委員会や分科会などの組織を設置します。また、委員の皆さんの互選によって市民の会の代表を置くとともに、委員会・分科会等にも代表を置きます。
- ③ 市民の会の会議(委員会・分科会なども含む)は、構成員の半数の出席をもって成立するものとします。ただし、書面等による出席を認めることとします。
- ④ 市民の会の進行をスムーズにするため、基本的な考え方の検討に入る前に、合意形成の手法である「ファシリテーション技術」について学ぶ学習会を開催します。
- ⑤ 検討作業の円滑化を図るため、メーリングリストやFacebookなどのソーシャルメディアの活用も検討します。

(仮称) 茂原市自治基本条例 作成体制 (案)



自治基本条例
を考える
市民の会

まちづくりの現状と課題について分析し、広く市民等の意見を聞きながら、まちづくりの基本的ルールである「自治基本条例」の基本的な考え方についてまとめる

協議会

市民の会がまとめた基本的な考え方を参考に、市民の会の代表、一般公募の市民、議会の代表、行政の代表、学識経験者等から成る「協議会」において、条例原案を作成する

自治基本条例
策定調整会議

調整を行う行政内部の組織として、市長・副市長・教育長・各部長等から構成される「策定調整会議」を設置する。また、下部組織として企画財政部長および各部主管課長等から成る「幹事会」、若手職員等による「ワーキンググループ」を置く

(仮称) 自治基本条例を考える市民の会 スケジュール (案)

